台風11号に係る被害により災害救助法が適用された地域のご契約者の皆さまへ

台風11号により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。

台風 11 号により、高知県および徳島県において多数の方が生命もしくは身体に危害を受け、または受けるおそれが生じており、継続的な救助を必要とされていることから、両県は災害救助法の適用を決定いたしました。

適用地域にお住まいのご契約者の皆さまには、「災害救助法適用時の特別措置」が適用となる場合がございますので、下記『カスタマーセンター』までお問い合わせください。

■ 災害救助法適用市町村 【 法適用日 : 8月9日 】

[高知県]

高知市 長岡郡 大豊町 (こうちし ながおかぐん おおとよちょう) 高知市 高岡郡 四万十町 (こうちし たかおかぐん しまんとちょう)

[徳島県]

那賀郡 那賀町 (なかぐん なかちょう)

■ ご照会窓口

カスタマーセンター	0800-700-0600 (無料)
	営業時間:9時~18時(年末年始を除く)

以上